

議 長 日程第7「議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 平野由里子君。

産業厚生常任委員長 令和3年6月15日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 平野由里子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、6月4日、15日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和3年第2回議会定例会において付託された議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、条例について本則を、条ごとに附則及び別表までの趣旨等の説明を受け、これまでの収支や利用実績の確認、管理棟と類似するコワーキング施設やシャワールームの料金比較、今後の利活用などについて慎重に審査しました。

審査の結果、当該条例は適切なものであると判断しました。しかし、管理棟はふれあい農園の附帯施設であり、今後の管理運営について重要な課題があるため、次の項目について強く申入れをします。

(1) 規則（案）では管理棟は無休となっているが、休館日を設けるよう検討されたい。

(2) 管理棟を効率的に運営するためには、ふれあい農園の利用実績から厳しい状況が想定されるので、法令を遵守の上、実情に即した柔軟な運営を工夫されたい。

(3) ふれあい農園は一部日照等の問題があり、市民農園としての経営が難しくなることも想定される。土地利用については、今後の運営状況を踏まえ、現土地賃貸借契約の期間満了までに地権者の意向も確認し、必要に応じて特定地域土地利用計画への編入も検討されたい。

以上です。私のほかにも委員がおりますので、不明な点はお聞きください。

議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

6 番 井 上 2点、この報告書の中からですね、回答をしていただきたいと思います。

審査の内容のですね、(2)、申入れ事項の(2)の中で、ふれあい農園の利用実績から厳しい状況が想定されるということで、これは委員会の中でですね、担当課長等の中からこういうふうな状況だよという報告がされているのではないかなというふうに思いますが、ちょっとその辺、どの程度ですね、厳しい状況なのか等をですね、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

また、3番がですね、今後土地利用等を寄地区の様々な、多くのですね、土地の地主さん等がられる土地だということは理解をしていますが、状況的にですね、その中段にあります現土地賃貸借契約の期間満了というふうに書いてありますが、までに地権者の意向も確認しとありますが、その契約期間の満了というのは、いつなのか。どの程度ですね、意向を確認する猶予期間としてはどの程度あるのか。その2点についてお伺いをいたします。

5 番 田 代 2番目の期限、これについては…あ、ごめんなさい。3番目の期限、これについては5年というふうに認識しております。初め、この農園については30年ほどたちます。15年間を町が地主さんと直接やってた。利用率が非常に低くなったので、いろいろそのときに検討した結果、報徳農場という団体がこれを全部借り受けてくれたということで、町と地主さんと3者契約で結んだんですけれども、10年たって、とても無理だと。立地条件が悪いからお返ししたいということで、今回返却されたそうです。残りがあと5年。そのように感じております。

それと、2番目のふれあい農園の利用実績から厳しいということで、現在利用されている区画数が10人の方から15区画ぐらい、ちょっと詳しい資料は私、今日は持ってないんですけれども、「間違いないです。」の声あり) そうですね、審議したときそういうふうな回答を観光経済課長から頂いております。その収入が10万いかないんですよ。に対して、70万を町に入れております。ですから、この受けた方がですね、70万を入れるようになっています。そのよ

うなことから、非常に厳しいということで、今の法令を遵守の上、時代に即した運営をされたいということで、この内容については市民農園として、今、50平米を小さくして40とか30平米でお貸しするらしいんですけども、それ以外に利用する手だてがないんです。法令を遵守というのは。市民農園法とか、また今、新しい法律がかぶって、市民農園として今の運営をするには、そういう小さい区画しかない。それをもっと大きい区画にして貸せれるとか、これを借りてる事業者が自分でその農地で営農するとか、何かそういうふうな柔軟な対応、農地としての利用について柔軟な対応をしてほしいということが2番の回答です。

3番、もう一つちょっとつけ加えさせていただきますと、日陰がすごい多い農地です。初めの頃は周りになかった。多くのお客さんが来てくれて、約300区画ぐらいの土地がほとんど埋まっていた。それが遠くから来るのではなくて、近くでできる市民農園が、都市部でも、またこの近隣でもそうですけども、いろいろなところで開設されてしまって、毎年下がってしまったと。そういうことから、所期の目的であった都市と農村の交流による事業については、この用地については限界があるだろうと。そういったことで、新しい方法、これについて5年間あるので、地権者といろいろ話し合っ、検討してほしいと。寄の場合は特定地域土地利用計画、これについて農地以外への編入も可能なんですよね。そういったことも踏まえて、町としてリーダーシップを持って対応していただきたいと、このようなことについて産業厚生常任委員会では審査をさせていただきました。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。状況についてはですね、理解をできました。その中でですね、やはり今後の行政における負担としてですね、先ほど今、15区画で10万円程度の収入しか見込めない状況だということと、実際には町のほうが地権者のほうへの土地の借地分として70万円を支出をしているということで、それをそのままですね、ここで指定管理の業者のほうが負担をしてもらえるものなのか。それとも、やはり今言われたような厳しい状況とかですね、地形的な日照等の問題等がある土地ということで、やはり行政のほうもですね、

幾らか、先ほど3者契約という形が出ました。今後これに伴ってですね、この条例が通ればですね、そういうものに従ってこれらの運用をしていくということで、指定管理等の運用もしていくというふうに想定されますが、行政負担についてですね、どのようにしていくということで担当課長等からの答弁を得られたかどうかをお伺いをいたします。

4 番 平 野 この条例に関しましては、本当にこれは建物なので、建物に関する条例ということなので、それをメインに今回は考えました。そして、審査の内容にあるように、付随するこの農園、農地のところも、どうしても問題が見えているということで、これら3つの附帯を書いたわけですけれども、また先ほど井上議員がおっしゃったように、こちらの条例、建物の条例が通れば、この後に指定管理がまた提案されてくるのではないかと予想されておりますが、そこの議論は深いところは、そのときにやるべきかというふうに思いました。それで私たち、この…これは建物だということで、注文はつけましたが、承認をしたというような形になっております。

5 番 田 代 併せて議論したことが、当初契約をしたとき、町がこの市民農園を開設当初に契約した金額は、70万よりも約3倍ぐらい、210万ぐらいでバブルのときですから契約してました。それでずっとやっていたんですけれども、非常に厳しくなって、15年たって契約について解除したいという動きを当時の職員がされました。そのときに寄の方が、安くていいから町が間になって借りてくださいよということで、地主さんと協議の結果、3分の1ぐらいの約70万ぐらいでいいよと。そのとき運よくという表現がよろしいかどうかあれなんですけれども、ヤオマサの子会社の報徳農園という会社が、ぜひそこを貸してくださいということで、3者契約になって70万という数字がずっと10年間続いてきました。その辺の認識は、我々あったんですけれども、これが厳しいよと。そこまでの私どもの仕事です。この先については、町と地主さんの仕事ですのでね、その70万が厳しいからどうのこうのというのは、町のほうで考えていただいて行すべき内容だと私は考えておりましたので、そこまでの財政負担については議論しておりません。それと、平野議員がお話しされたように、一応建物が前提で

す。それに対しての審議で、敷地はベースになるもので、一緒に審議させていただいたというふうなことで、そのような内容になりました。以上です。

6 番 井 上 了解しました。では、今後ですね、町のほうがどういうふうを考えるか、指定管理という方向性もあるというふうな説明もありましたので、そのときにですね、その今後のふれあい農園の土地利用の関係というのはいずれ、またそこで議論をさせていただきたいと思います。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を省略し、採決を行います。議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。